

サービス利用契約書

様

令和 年 月 日

サービス利用契約書

ご契約者（以下「利用者」とします。）と当事業者（以下「事業者」とします。）は、事業者が提供する訪問看護サービス（以下「サービス」といいます。）の利用等について、以下のとおり契約（以下「本契約」といいます。）します。

第1条（本契約の目的）

事業者は、関係法令の趣旨に従い、利用者がその尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者に対し、サービスを提供します。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の有効期間は、契約日から1年間とします。
- 2 前項の有効期間満了日の1ヶ月前までに利用者又は事業者から書面による更新拒絶の申し入れがない場合には、本契約は同一条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（訪問看護計画書の作成等）

- 1 事業者は、利用者の心身の状況及び希望等を踏まえ、訪問看護計画書を作成して利用者へ交付します。
- 2 事業者は、前項の計画の実施状況を把握し、必要に応じて同計画を変更します。

第4条（利用者へのサービスの内容等）

事業者が利用者に対して提供するサービスの内容等は、別紙「訪問看護計画書」及び「重要事項説明書」記載のとおりとします。

第5条（サービス内容の変更）

- 1 利用者は、事業者に対し、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。
- 2 事業者は、前項の申し出があった場合、それを拒否する正当な理由がない限り、サービスの内容を変更します。

第6条（サービス利用の中止又は変更）

- 1 利用者は、事業者に対し、いつでもサービス利用の中止又は変更を申し出ることができます。

- 2 利用者は、サービス利用開始日の前々日以降に前項の申し出をした場合には、事業者に対し、「重要事項説明書」記載のキャンセル料を支払うこととします。ただし、利用者の体調不良等緊急かつやむを得ない理由がある場合は、同キャンセル料の支払いは不要とします。
- 3 サービス利用日の変更については、利用者が希望する日時を勘案しつつ、利用者と事業者が別途協議して定めるものとします。

第7条（利用料等の支払）

- 1 利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、事業者に対し、別紙利用料に関する書面記載のとおり利用料を支払います。
- 2 事業者は、利用者に対し、サービスの内容及び利用料等を説明し、利用者の同意を得ることとします。
- 3 オムツ、衛生材料、手袋その他利用者に対するサービス提供にあたって事業者が使用する消耗品は、利用者の負担において利用者が用意するものとします。仮に、かかる消耗品を事業者が用意した場合には、利用者は事業者に対してその実費相当額を支払うものとします。
- 4 事業者は、前項の利用者負担額を1カ月ごとに計算し、利用者に対して翌月10日までに請求し、利用者は、同額を同月20日（ただし、同日が休日等である場合は翌営業日）までに事業者に対して支払うこととします。なお、同支払いに要する費用は利用者の負担とします。

第8条（利用料の変更）

- 1 関係法令の改正によって介護保険又は医療保険給付の適用を受けるサービスの利用者負担額に変更が生じた場合、事業者は、利用者に対し、その変更の限度において、変更後の利用者負担分を請求することができることとし、利用者は同請求額を支払うこととします。
- 2 介護保険又は医療保険給付の適用を受けないサービス利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合には、事業者は、利用者に対し、その変更の内容を十分に説明した上で、同サービスの利用料を変更することができます。

第9条（秘密保持）

- 1 事業者及び事業者の従業員は、次の場合には、利用者及び利用者の家族の個人情報を第三者に提供できるものとします。
 - 一 事業者がサービスを提供するために必要な場合
 - 二 利用者の生命及び身体を守るために必要と事業者が判断した場合
- 2 前項の場合を除き、事業者及び事業者の従業員は、本契約中及び本契約終了後を問わず、

利用者又は利用者の家族の個人情報、を、正当な理由なく第三者に提供しません。

- 3 前項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（いわゆる「高齢者虐待防止法」）及び児童虐待の防止等に関する法律（いわゆる「児童虐待防止法」）に定める通報ができるものとします。

第10条（記録の作成及び保存）

- 1 事業者は、サービス提供記録を整備し、完結日から5年間保存します。
- 2 事業者は、サービス提供記録以外の記録を整備し、完結日から2年間保存します。
- 3 利用者は、事業者に対し、第1項及び前項の記録の閲覧及び謄写を求めることができます。ただし、謄写に際しては、利用者は、事業者に対し、謄写にかかる実費相当額を支払うものとします。

第11条（利用者の解約権）

- 1 利用者は、いつでも、事業者に対し、1ヶ月以上の予告期間を設けて、事業者所定の書面で届け出る方法によって、本契約の解約を申し入れることができます。
- 2 前項の申し入れがあった場合、本契約は、当該予告期間満了日に解約されます。

第12条（事業者の解約権）

- 1 事業者は、正当な理由がある場合には、利用者に対し、1ヶ月以上の予告期間を設けて、事業者所定の書面で届け出る方法によって、本契約の解約を申し入れることができます。
- 2 前項の申し入れがあった場合、本契約は、当該予告期間満了日に解約されます。

第13条（利用者の解除権）

利用者は、以下の場合には、何らの催告を要することなく直ちにこの契約を解除できます。

- 一 事業者が、正当な理由なく、本契約に定めるサービスを提供しないとき
- 二 事業者が、第9条に定める秘密保持義務に違反したとき
- 三 事業者が、利用者又は利用者の家族の生命、身体、財産、名誉等を傷つけるなど、利用者に対して背信行為を行ったとき
- 四 前各号に掲げる他、利用者事業者間の信頼関係が破壊されたと認められるとき

第14条（事業者の解除権）

事業者は、利用者が次の事由に該当する場合、何らの催告を要することなく直ちに本契約を解除できます。

- 一 利用者が事業者の通常の事業の実施地域外に転居したとき

- 二 利用者が病院、診療所、介護施設その他各種施設に入院又は入所し、その期間が3カ月以上になると見込まれるとき又はその期間が3カ月を経過したとき
- 三 利用者又はその親族・利用者の同居人（以下、あわせて「利用者ら」という。以下同様とする。）が本契約締結時にその病歴等の重要事項について、故意に事業者에게 告げず、又は、不実の告知を行ったとき又はかかる事実が判明したとき
- 四 利用者らが正当な理由なく、第7条及び第8条に定めるサービスの利用料の支払いを3か月以上滞納したとき
- 五 利用者らが、事業者や事業者の従業員又は他の利用者の生命、身体、財産、信用、名誉等に対して危害を加える行為をしたとき
- 六 利用者らが故意に法令違反その他社会通念を逸脱する行為を行ったとき
- 七 前各号に掲げる他、利用者事業者間の信頼関係が破壊されたと認められるとき（なお、同信頼関係の破壊の有無については、利用者のみならず、その親族・同居人の行為も含めて判断する。）

第15条（契約の終了）

次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- 一 第2条に基づき、本契約の有効期間が満了したとき
- 二 第11条に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
- 三 第12条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
- 四 第13条に基づき、利用者から解除の意思表示がなされたとき
- 五 第14条に基づき、事業者から解除の意思表示がなされたとき
- 六 利用者が死亡したとき

第16条（事業者の損害賠償）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの提供に当たって、事業者又は事業者の従業員の責に帰すべき事由により、利用者の生命、身体、財産、名誉等に損害を生じさせた場合は、利用者に対し、その損害を賠償する責任を負います。
- 2 前項の場合、利用者らにも責に帰すべき事由が認められる場合には、利用者が置かれた状況を勘案して、損害賠償額を減じることができるものとします。

第17条（利用者の損害賠償）

- 1 利用者は、利用者らの責に帰すべき事由により、事業者又は事業者の従業員の生命、身体、財産、信用、名誉等に損害を生じさせた場合は、事業者に対し、その損害を賠償する責任を負います。

- 2 利用者は、利用者又は利用者の家族が飼育しているペットが事業者の従業員に損害を生じさせた場合は、その損害を賠償する責任を負います。なお、利用者は、事業者からサービスを提供される際は、ペットを別室に移すか又は飼育ゲージに入れるものとし、仮にそのような措置を講じていない状況下においてペットが事業者の従業員に危害を加えた場合には、利用者に過失があったものとみなします。

第18条（天災等不可抗力）

本契約の有効期間中、地震、洪水、大雪その他の天災など事業者の責に帰すべからざる事由により事業者がサービスを提供することができなくなった場合には、事業者は、利用者に対してサービスを提供する義務を負わず、それに伴う一切の責任を負わないものとします。

第19条（苦情処理）

- 1 利用者らは、本契約に基づくサービスの提供に関し、いつでも、別紙「重要事項説明書」記載の苦情受付機関に対し、苦情を申し立てることができます。
- 2 前項の申し立てがあった場合、事業者は、同申し立てに対し、迅速かつ適切に対応するよう努めるものとします。

第20条（管轄裁判所）

本合意書の履行及び解釈に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに予め合意します。

第21条（本契約に定めのない事項）

本契約に定めのない事項及び本契約の内容の解釈につき相違のある事項については、関係法令の趣旨に従い、両当事者で誠実に協議の上、これを解決することとします。

緊急時の対応について

利用者の病状の急変時、その他必要な場合は訪問し、必要に応じて速やかに主治医へ連絡及び指示を受ける等の対応をします。

営業時間外の急変時については、24時間電話対応をご契約の場合で、且つ必要な場合のみ訪問することとし、その他の場合は救急車を要請する等家族での対応となります。

看護師による緊急時訪問看護の説明を受け、サービスを利用することに

☐ 同意します。 ☐ 同意しません。

看取りのご意向確認

(1)終末期をどこで迎えたいですか？

☐ 自宅 ☐ 病院 ☐ 今は判らない

(2)自宅をご希望された方のみお答えください。当事業所での看取りを希望されますか？

☐ する ☐ しない

(3)病院を希望された方のみお答えください。病院はどちらになりますか？

病院 診療科 科 Dr

主治医

病院名	診療科目	医師名	連絡先
	科		

ご家族等の緊急連絡先

ご家族柄氏名	緊急連絡先 1	緊急連絡先 2	備考（続柄）
様			
様			
様			
緊急対応の基準			

〔契約書署名欄〕

以上を証するため、本合意書を2通作成し、利用者、事業者記名のうえ各1通を保有するものとします

交付日 年 月 日

説明日 年 月 日 説明担当者：

ご同意日 年 月 日

<利用者>

住 所 _____

氏 名 _____

<利用者代理人>私は、本人に代わり、上記署名を行いました。

住 所 _____

氏 名 _____

本人との関係 _____

署名代行の理由 _____

<事業者>

住 所 〒251-0861 神奈川県藤沢市大庭 5682 番地の 6 パークサイド駒寄 3～612 _____

事業者名 株式会社ぐるんとびー _____

代表者 菅 原 健 介 _____